

令和5年度与党税制改正大綱について

日本証券業協会 会長 森田敏夫
投資信託協会 会長 松谷博司
全国証券取引所協議会
(日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO) 清田 瞭

自由民主党及び公明党において、令和5年度与党税制改正大綱が取りまとめられた。

本年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等の中で「NISAの抜本的拡充」をはじめとする「資産所得倍増プラン」の策定が掲げられた。

これを受けて証券三団体では、7月下旬に中間層のための資産所得倍増に向けて「NISAの抜本的拡充」等に係る具体的措置をそれぞれ緊急提言し、8月末の金融庁の令和5年度税制改正要望に織り込んでいただいたところである。

その後、11月28日には政府の「資産所得倍増プラン」が策定され、その中で、つみたてNISAと一般NISA双方の重要性が示されるとともに、NISA制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、投資上限額の増加など、新しいNISA制度の基本的な枠組みが示された。

これを踏まえ、令和5年度与党税制改正大綱においては、上記に加え、つみたてNISAの役割を引き継ぐ「つみたて投資枠」と一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」の併用、簿価残高方式での生涯非課税限度額の管理(枠の再利用可能)などの更に踏み込んだ拡充策が取りまとめられるとともに、年間投資上限額は合計で360万円、生涯非課税限度額は1,800万円とされるなど、中間層の資産所得倍増にふさわしい内容の措置が講じられることとなった。

2014年の制度導入から8年を経て、時限措置であるNISA制度が恒久化されるとともに、このような抜本的拡充が図られたことは、我が国の税制上画期的なことであり、極めて高く評価されるべきものである。

今回のNISAの抜本的拡充・恒久化の実現を受け、証券界・資産運用業界としては、今後、官民一体となって、資産形成に関する金融経済教育を推進しつつ、NISA制度の円滑な移行や更なる制度の普及に取り組んでまいりたい。

こうした官民の取り組みにより、NISA制度が国民にとって利用しやすい安定的な資産形成支援制度として、中間層の資産所得倍増に重要な役割を果たしていくものと確信している。

そのほかにも、証券・投資信託関係では、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化、税務手続の更なるデジタル化、レポ取引に係る利子等の非課税措置の延長、投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置の延長、Jリート等に係る登録免許税の税率の軽減措置の延長など、多くの項目が実現されることとなった。

NISAの恒久制度の確立等をはじめとして、証券界・資産運用業界の提言・要望を多数実現していただいたことについて、大いに歓迎するとともに、御配慮いただいた関係各位には深く感謝申し上げます。

以上